

ロイヤリティーや技術指導料金の控除に 関する法人所得税法の規定

**(RIR-所得税細則令 - Decreto n.º 3000 de 1999 e IN n.º
252, de 3-12-2002)**

OHNO E OSHIKIRI ADVOGADOS

使用料金(ALUGUEL) - 費用の控除条件（国内外とは関係ない一般条文）(Art. 351)

1. ー 収益の製造に必要な費用
2. ー 物品や権利の購入又は利益の偽造配当でない

注。特許の購入に使われた金額は特許の有効期間ないに償却する、但し商標の購入に使われた金額は償却できない。

OHNO E OSHIKIRI ADVOGADOS

I.ロイヤリティーの支払い(特許、製造方法や方式と商標の使用費用)(Art.353 IV e V)

- 1.1.- INPI(国内工業権院)への登記 (Art. 353,§ 3º)
- 1.2.- BACEN(中央銀行)への登記
- 1.3.- 大蔵大臣が制定した枠内

OHNO E OSHIKIRI ADVOGADOS

II.- 技術、科学、経営等に関する指導

2.1.- INPI への登記 (Art.355, §3º)

2.2.- BACENへの登記

2.3.- 大蔵大臣が制定した枠内

2.4.- 技術者、図面、技術指導等によるサービスの提供や国外で
技術研究等が実際に行われた

2.5.- 会社の事業開始又は新製造方式を導入してから5年間、但し、
必要性を立証すれば更に5年間延期できる。(Art. 354)

OHNO E OSHIKIRI ADVOGADOS

III. コストや費用控除の枠

3.1.- ロイヤリティー(特許や商標の使用料)と技術指導料金は
当該製品の純売上金額 = 5%

(Art. 355)

注 上記枠(5%)をオーバーした金額は利益の配分とみなす
(Art. 355, § 2º)

OHNO E OSHIKIRI ADVOGADOS

IV.- 課税の税率

4.1.- IRF- IMPOSTO DE RENDA NA FONTE (源泉所得税)
15%

注. 日本向け — 二重課税を防ぐ租税協定により
12,5%

4.2.- CIDE (CONTRIBUIÇÃO DE INTERVENÇÃO NO DOMINIO
ECONÔMICO) - Lei n.º 10 168

(技術開発計画への納入金) 10%

OHNO E OSHIKIRI ADVOGADOS